

令和8年度現任保育士研修事業企画提案募集要領

(事業の目的)

第1 現任の保育士に対して、経験ステージや担当別に、役割や特に求められる専門性を踏まえ、その資質の向上に資する理論を学ぶ研修や、認可外保育施設従事者を対象とした研修を実施するとともに、保育に係る時事的な課題等をテーマとした公開講座等を開催することにより、現任の保育士等の資質や保育所の運営水準の向上を図り、もって保育所等における児童の処遇内容の向上を図る。

また、公立の幼保連携型認定こども園の保育教諭初任者研修（園内研修）において、新規採用保育教諭に対し、個別具体的な教育・保育実践を指導する指導者を養成する。

(業務の内容)

第2 「令和8年度現任保育士研修委託業務仕様書」（別紙1）のとおり。

(委託期間)

第3 委託期間は契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

(委託金額)

第4 委託金額は、9,898,000円（消費税等及び地方消費税込み）を上限とする。

(委託の方法)

第5 事業実施提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点のものと協議を行う。

手順は次のとおり。

- (1) 県（子育て支援課）が企画提案書を公募する。
- (2) 第1次選考委員会（書面審査）にて、優秀な3案程度を選定する。
- (3) 第2次選考委員会を開催し、本事業の最優秀企画提案者を選定する。
- (4) 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じて県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

(事業の実施体制)

第6 委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

(応募者の資格、条件)

第7 応募者は、以下の条件をすべて満たす法人であること。

- (1) 応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を

受けていないこと。

- (2) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税に未納のないこと。
- (5) 過去5年以内に、保育士を対象とした研修を国または地方公共団体から受託実施した実績を有していること。
- (6) 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に事務所を有していること。

なお、営利法人については、上記に加え、以下に該当することを条件とする。

- (7) 令和6・7年度「入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」中分類「16. その他の業務委託等」小分類「03. 研修」に登録されている者であること。

(応募の手続)

第8 本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年3月2日(月)から3月16日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

愛知県福祉局子育て支援課施設指導グループ

郵便番号：460-8501

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2(愛知県庁西庁舎3階)

電話番号：052-954-6636(ダイヤルイン)

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/kosodate/genninhoikusikensyuu.html>)からダウンロード可能とする。

エ 受付期間

オ 令和8年3月2日(月)から3月16日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

カ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、令和8年3月16日(月)午後5時までに必着とする。また、届いているかどうか電話確認を行うこと。)

(2) 提出書類

ア 現任保育士研修事業委託業務応募申込書兼応募資格確認書(様式1)

イ 現任保育士研修事業企画提案書（様式2）

ウ 添付資料

① 定款、寄附行為又は会則等の写し

② 役員名簿

③ 社会的価値の実現に資する取組に関する報告書（様式3）

(3) 提出部数5部（正本1部 副本4部）

（2）提出書類のうち、ウ 添付資料①から③については、正本のみとする。
また、副本については、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

(4) 事業企画提案書の返却

提出のあった事業企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、事業企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 情報公開について

提出のあった事業企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された事業企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった事業企画提案書については、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。

(6) その他

ア 1団体が提出できる事業企画提案は、1提案とする。

イ 事業企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ 副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とし、会社名を記載する必要がある場合は、「当社」と記載する。

エ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

オ 選定された事業実施提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

（企画書等の作成に伴う質問と回答）

第9 企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書（様式4）」によるものとする。

ア 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月9日（月）午後5時まで

イ 提出方法

提出は電子メール（アドレス：kosodate@pref.aichi.lg.jp）にて行うこととする。その際の件名「令和8年度現任保育士研修業務の質問書（事業者名）」とする。

(2) 回答

回答は、令和8年3月12日（木）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

(選考方法)

第 10 第 1 次選考委員会（書面審査）にて優秀な 3 案程度を選定した後、有識者及び県職員で組織する第 2 次選考委員会を開催し、最優秀事業企画提案者を選定する。県はその提案者と業務仕様を協議した上で、業務委託を締結する。なお、応募数によっては、第 1 次選考委員会を開催しない、また、第 2 次選考委員会を書面開催とすることができる。

(選考の基準)

第 11 次の選考基準を基に選考を行うものとする。

なお、選考にあたっては、法令等に違反する企画案や県が行う事業として不適切な企画提案等は選考前に不採用とする。

【審査項目・内容】

審査項目	審査内容
事業の理解	○ 事業の趣旨・内容を十分理解しているか。
事業内容の 的確性	○ 研修方法及び研修内容について、学びを深めるような創意工夫がされているか。 ○ 研修スケジュール及び研修会場の設定は適切であるか。 ○ 研修講師の質が確保されており、その選考方法は適切であるか。 ○ 事業を効率的かつ的確に実施するための提案がされているか。
事業実施能力	○ 過去の研修実施及び研修運営の実績はどうか。 ○ 必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 ○ 県への報告、連絡調整など柔軟な運営が可能となっているか。
社会的価値の 実現に資する 取組	○ 環境に配慮した事業活動 ・ 環境マネジメントシステムの導入 （ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの認証。） ・ 自動車エコ事業所の認定 ・ あいち生物多様性企業認証 ○ 障害者等への就業支援 ・ 障害者法定雇用率の達成 ・ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用 ・ 障害者就労施設等からの調達実績 ○ 男女共同参画社会の形成 ・ あいち女性輝きカンパニーの認証 ・ 女性の活躍促進宣言を提出 ・ えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む。） ○ 仕事と生活の調和 ・ 愛知ファミリー・フレンドリー企業の登録 ・ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 ・ くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む。） ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定 ・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施

(選考結果の通知等)

第12 第1次選考の結果は、通過者及び落選者ともに、選考終了後速やかに通知する。
通過者には、選考結果と同時に第2次選考委員会の詳細を通知する。第2次選考の結果は、選考終了後速やかに通知する。

2 第2次選考委員会は以下のとおり

ア 日 時

令和8年3月23日(月)13時から(予定)

イ 場 所

愛知県庁内の会議室

ウ 内 容

1団体あたりプレゼンテーション10分、質疑応答10分(予定)

エ その他

- ・ 選考委員会は非公開とし、審査の経過等、審査内容に関する問い合わせには応じない。
- ・ 第2次選考委員会への出席に係る費用等は企画提案者の負担とする。
- ・ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書によって行うこととし、企画提案書提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は認めない。
- ・ 応募数によっては、プレゼンテーションではなく、書面にて審査する。

(委託料の支払等)

第13 原則、精算払いとする。

ただし、委託相手方が非営利法人であり、資金保有状況及び資金計画に基づく協議において自主財源の確保が困難であると認められた場合は、愛知県財務規則第77条第7号により概算払いとすることができる。

(事業実施日程)

第14 事業実施日程は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 令和8年3月2日(月)から3月16日(月) | 事業企画提案書応募期間 |
| (2) 3月2日(月)から3月9日(月) | 質問書提出受付期間 |
| (3) 3月12日(木)(予定) | 質問書に対する回答 HP掲載 |
| (4) 3月18日(水)(予定) | 第1次選考委員会の結果通知 |
| (5) 3月23日(月) | 第2次選考委員会の開催、最優秀事業企画提案者の決定 |
| (6) 4月1日(水) | 委託契約締結、事業開始 |
| (7) 令和9年3月19日(金)まで | 事業実施報告書の作成・提出 |
| (その他) | |

第15 下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。

- (3) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (4) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。
- (5) この事業は、令和8年度愛知県一般会計予算の成立を前提に公募を行うものである。

(実施細則)

第16 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

担当部局

愛知県福祉局子育て支援課施設指導グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県庁西庁舎3階)

電話 052-954-6636 (ダイヤルイン) / FAX 052-971-5890

e-mail kosodate@pref.aichi.lg.jp